

鳥インフルエンザに対する愛玩鶏などの対応

## 鳥インフルエンザ対策にご協力をお願いします

### ○高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対策等周知のための「愛玩鳥の飼養実態調査」について

アジア周辺諸国では、依然として高病原性鳥インフルエンザが発生しています。また、日本においても今シーズンは野鳥や養鶏場での発生が確認され、適切な防疫対策が行われています。

そこで、今後の予防も含めた対策を行う一環として、愛玩鶏などを飼われている方を対象として、飼養管理の留意点について周知を図ることとしました。

また、防疫対策の基礎資料とするため、愛玩鶏(100羽未満の飼養者)などの飼養状況を再調査することとなりましたので、いままでリーフレットなどの情報が家畜保健衛生所から届いていない愛玩鳥飼養者の方は連絡をお願いいたします。

### ○鳥インフルエンザに対する愛玩鶏等の対応

#### ■病気の予防(病気から大切な鳥類を守るために)

- ・飼育舎の清掃を行いましょう
- ・金網で飼育舎を覆い、野鳥の侵入を防ぎましょう
- ・飼育舎に入る時は専用の長靴を用意しましょう
- ・消毒液(逆性石けんが一般に用いられ、一般の薬局でも購入可能)の入った消毒槽を用意しましょう

#### ■衛生管理の徹底

- ・飼育している鳥類に接触した後は、「うがい」と「手洗い」を行いましょう

#### ■健康状態の観察

- ・鳥インフルエンザは感染力が強いため、同じ飼育舎の鳥が次々と死亡します

### ○高病原性鳥インフルエンザQ & A

鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や、自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて正しい知識を身につけましょう。

#### ■どんな病気?

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のインフルエンザウイルスの感染症です。このうち感染した鳥が死亡したり、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます。

1878年にイタリアで初めて確認され、ニワトリ、七面鳥、うずらなどが感染すると、全身症状を起し、鳥類が大量に死亡することもあります。最近になり、まれにですが、ヒトも鳥インフルエンザウイルスに感染することが報告されました。しかし、鳥類において高病原性であっても、ヒトでは必ずしも重症になるとは限らず、幅広い症状が見られています。

#### ■鳥のあいだの感染経路は?

従来水鳥が汚染された排泄物の吸引やエサ、水などを介して感染し、ごく限られた状況でのみ空気感染が疑われることが知られています。

#### ■ペットで飼っている鳥は安全か?

ペットとして飼育していたニワトリや小鳥が直ちに危険になるということはありません。しかし、ペットを飼う場合にはつぎのことに留意しましょう。

- ①動物に触ったあとは手を洗いうがいをすること
- ②糞尿は速やかに処理して、動物のまわりを清潔に保つこと
- ③ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにすること

また、動物の健康状態に異常があった場合には獣医さんに相談し、買い主が身体に不調を感じた場合は早めに医療機関を受診することも大切です。

#### ■皆さまへのお願い

①県民の皆さんへ…鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。また、日常生活においては、野鳥など野生動物やその排泄物などに触れた後に、手洗いうがいをすれば、過度に心配する必要はありません。

②家禽飼養農家の皆さんへ…飼養している家禽に異常がある場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。また野鳥の侵入を防止する防鳥ネットの再点検、畜舎周辺の消毒などによるウイルス侵入防止対策を徹底してください。

▶お問い合わせは、群馬県中部家畜保健衛生所(☎027-261-0314)へ

## 一定規模以上の開発や土地取引には協議などが必要です

地域の計画的な発展と良好な土地利用の確保を図ることなどを目的に、一定規模以上の開発や土地取引には、次の事前手続きが必要です。

面積要件	協議などの概要	適用法令など	届出先
1,000㎡	左の規模以上の開発行為(規模未満であっても5世帯以上の住宅建設を含む)を行おうとするときは、あらかじめ協議書を提出	榛東村土地開発指導要綱	役場 基地・財政課
3,000㎡	左の規模以上の開発行為を行おうとするときは、あらかじめ申請書を提出	都市計画法	前橋土木事務所
5,000㎡	左の規模以上の土地を取得したときは、契約締結後2週間以内に届出書を提出	国土利用計画法	役場 基地・財政課 県 土地・水対策課
10,000㎡	左の規模以上の土地を有償で譲り渡そうとするときは、契約締結前に届出書を提出	公有地の拡大の推進に関する法律	役場 基地・財政課 県 土地・水対策課

※本表の協議などは、面積要件を超えることに必要となります。例えば3,000㎡以上の開発を行おうとするときは、1,000㎡以上の協議も必要です。

▶お問い合わせは、基地・財政課地域整備係(☎54-2211 内線243)または建設課都市計画係(内線233)へ

### 農振(農用地区域)除外について

## 農振除外の手続きは3月31日までに

村では、豊かな住みよい農村環境を確立するため、「榛東農業振興地域整備計画」を策定しています。農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づいて市町村が定める計画です。この計画は、農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。

### ○農振除外とは

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めており、これを「農用地区域」といいます。

農用地区域は、優良な農地を守るため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。

例外として、農振法に規定されている除外要件の全てを満たしている場合に限り、この制限を外し(農用地区域から除外)、農地から宅地などへの農地転用が可能となります。

この「農用地区域からの除外」のことを、一般的に「農振除外」と呼んでいます。

### ○農振除外の手続き

農振除外の手続きは、産業振興課で行います。受付期間と必要書類は次のとおりです。

■受付期間…3月1日(火)から3月31日(木)まで

■必要書類

- ①申請書(産業振興課に用意してあります)
- ②公図の写し
- ③全部事項証明書(土地登記簿本)
- ④案内図(申請地の位置や付近の状況がわかる地図、住宅地図など)
- ⑤事業計画の概要がわかる図面 など

### ○農用地区域への編入

農振除外申請は、「必要性および緊急性のある開発計画に基づいて農地を農業以外の目的(宅地など)に利用する場合」に行われます。農振除外決定後、すみやかに農地転用が行われない場合は農振法に違反した状態となってしまいます。

農振除外後、開発計画がなくなってしまう場合などは、農用地区域へ編入する(戻す)手続きを行ってください。受付期間は、農振除外と同じです。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ